

本宮市第1次総合計画【概要版】

2009～2018

水と緑と心が結びあう

未来に輝くまち もとみや

市長あいさつ

～『水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや』の実現に向けて～



本宮市長
佐藤 嘉重

本宮市は、平成19年1月1日に本宮町と白沢村が合併し、県内で13番目の市として誕生しました。新生本宮市は、これまで両町村が取り組んできたまちづくりの方向性や育んできた歴史・文化、地域住民の結びつきを継承するとともに、合併の効果を最大限に発揮し、新たな時代を創造するまちづくりを進めています。

今、わが国は、経済や情報のグローバル化、地球規模まで広がりを見せる環境問題、さらに少子高齢化による人口構成の急激な変化が生じ、あらゆる分野において大きな転換期を迎えています。また、地方を取り巻く情勢も、平成12年の地方分権一括法の施行をきっかけとして、国が行っていた権限や財源を地方自治体に移す地方分権が進展し、自治体の役割はさらに重要性を増しているとともに、

特色あるまちづくりが強く求められています。

こうした中、本市では、安定した自治体経営の確立を基本に据え、古くからの市民の結びつき、交通体系などの優れた地域特性や産業構造、自然環境などを背景として、多様化・増大化する行政需要に対応し、市民の皆さま一人ひとりが幸福で生きがいをもって生活できる本宮市をつくるため、長期のまちづくりの指標となる「本宮市第1次総合計画」を策定しました。

本計画では、行政や地域、市民の皆さまそれぞれの役割を明らかにし、相互のパートナーシップで進めていく協働という新しい関係を築き、まちづくりに取り組んでいきます。また、事業の実効性を高め、効率・効果的にまちづくりを進めるため、関連する施策を連携して取り組む『MOT もとみや創造プロジェクト』の考え方を掲げて事業を横断的に展開していきます。

本市のめざす将来像『水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや』の実現に向け、市民の皆さまとともにまちづくりに取り組んでまいりますので、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました総合計画審議会委員、市議会議員の方々、パブリックコメントを通して貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆さまに心からお礼を申し上げます。

I 本宮市第1次総合計画とは

総合計画は、新生「本宮市」の今後のまちづくりと行財政運営の将来を展望し、市勢発展の方向性とその実現に向けた基本方策を明らかにするため、地方自治法の規定により策定する本市の最上位計画です。

この計画は、新市全体の均衡ある発展と一体性の確立を基本に、合併によるスケールメリットを活かしながら行財政改革のパワーアップを図り、地域特性を活用したまちづくりと安定した行政経営の指針となるものです。

II 計画の構成と期間

①基本構想

平成21年度～平成30年度（10年間）

長期的な展望に立ち、総合的・計画的な行政経営を行うための「本宮市の将来像」と「まちづくりの基本理念」を示すとともに、実現のための「基本目標」と「施策の大綱」を明らかにします。

②基本計画

【前期基本計画】平成21年度～平成25年度（5年間）

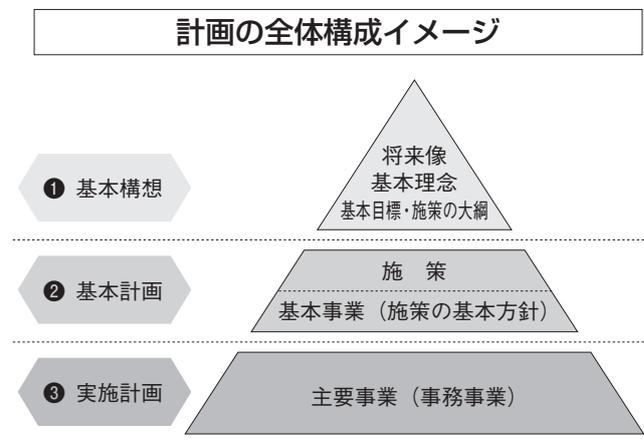
【後期基本計画】平成26年度～平成30年度（5年間）

基本構想で定めた「本宮市の将来像」や「まちづくりの基本理念」を実現するため、「施策の大綱」に基づき、必要な施策を体系的かつ具体的な事業計画として位置づけます。また、基本計画は、前期と後期に分けて策定し、急速に変化する社会・経済情勢に柔軟に対応できるように、中間年度で見直しを行います。

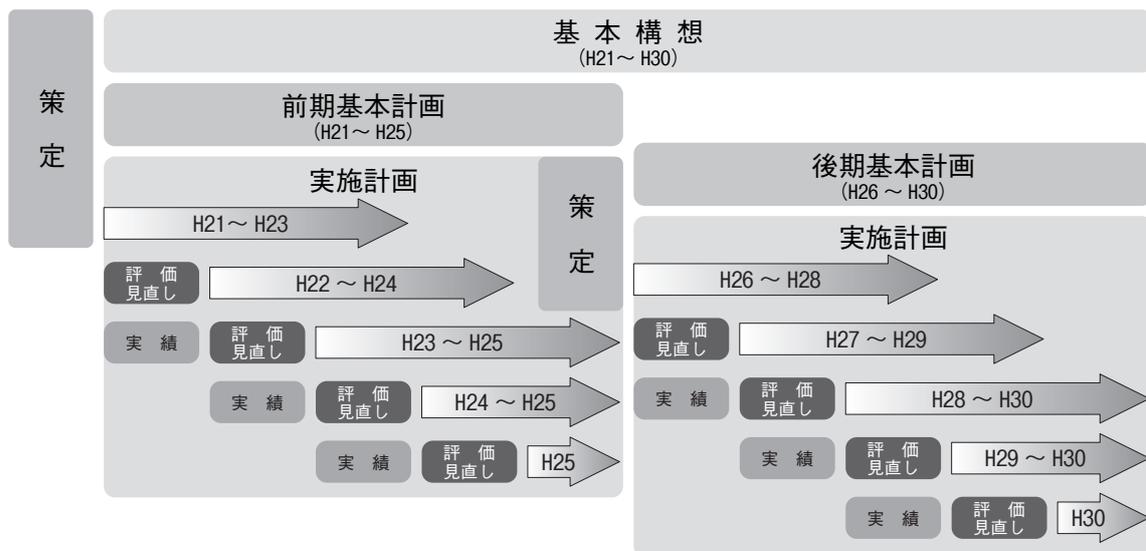
③実施計画

3か年間の計画を基本（毎年度見直しを行うローリング方式※1）

基本計画の施策を財政的な裏づけをもって、短期的な計画として具体的な事務事業を掲げます。



計画の進行イメージ



※1 ローリング方式

計画の実施過程で、計画と実績の間に差異が生じてないかをチェックし、事務事業に対する評価を加え、改善の余地がある場合には、実績に合わせて計画を見直し、再編して目標の達成を図る方式。

Ⅲ まちづくりの基本理念とめざすべき将来像

将来像は、本宮市が実現すべき姿を示すものであり、今後のまちづくりの象徴となるものです。また、基本理念は、将来像を実現するため、すべての分野において基本となる考え方です。

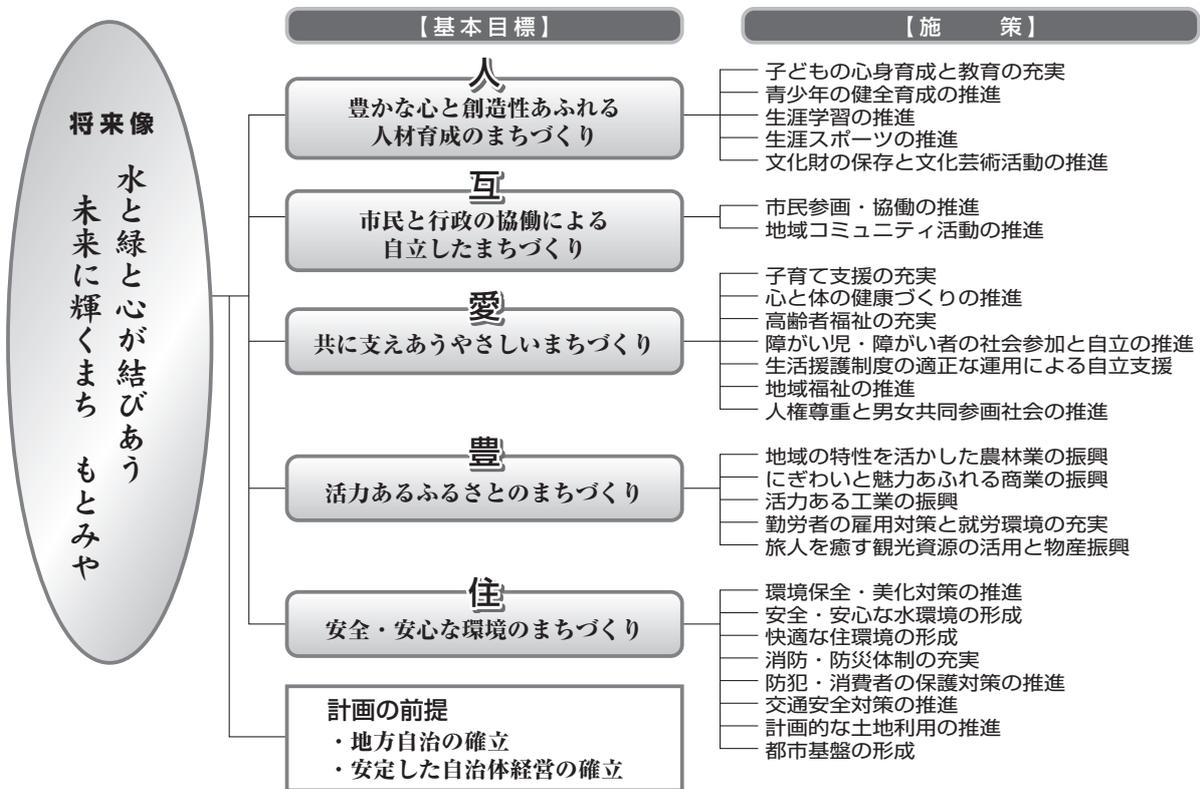
将来像

水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや

- 基本理念1 豊かな自然を守り、市民が生きがいの持てるまちをめざします
- 基本理念2 地域の主体性と歴史を尊重しつつ、市民相互の融和に努めます
- 基本理念3 地域の特性を活かし、発展するまちをめざします

Ⅳ 施策の大綱

施策の大綱は、本市の将来像を実現するために、まちづくりの基本目標を分野別に定め、その基本目標の達成に必要な施策の概要を総合的に示したものです。市の各種事業は、この施策の方針に基づき実施されています。



Ⅴ MOT もとみや創造プロジェクト

本計画におけるまちづくりの将来像「水と緑と心が結びあう未来に輝くまち もとみや」の実現に向け、特に重要な政策群を「MOT※もとみや創造プロジェクト」と位置付けます。

- ※ MOT の意味 MOTOMIYA ⇒ MOT (もっと＝さらなる)
- M : 未来輝くもとみや
 - O : 多くの優しさあふれるもとみや
 - T : 大切なふるさともとみや

「MOT もとみや創造プロジェクト」は、次の5つのプロジェクト群により構成され、個々のプロジェクトは、各分野の施策を横断的な連携により相互に関連性を持たせて実施していきます。

■ プロジェクト1

「次世代育成支援行動計画推進プロジェクト」

次代の社会を担う子どもたちの幸せを第1に考え、子育て中の家庭が不安や負担を軽減できる環境、また、安心して子どもを生み育てやすい環境の整備を目指します。

基本目標（分野）	連携施策
豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり	子どもの心身育成と教育の充実
	青少年の健全育成の推進
	生涯学習の推進
市民と行政の協働による自立したまちづくり	市民参画・協働の推進
共に支えあうやさしいまちづくり	子育て支援の充実
	心と体の健康づくりの推進
	障がい児・障がい者の社会参加と自立の推進
	人権尊重と男女共同参画社会の推進
活力あるふるさとのまちづくり	勤労者の雇用対策と就労環境の充実
安全・安心な環境のまちづくり	防犯・消費者保護対策の推進
	交通安全対策の推進

■ プロジェクト2

「いきいき健康市民増員プロジェクト」

市民誰もが生涯にわたって心身ともに健康で、豊かな生活を送れる環境づくりに向け、健康づくり、生涯学習・スポーツ、保健医療の各分野において、食生活、運動、文化活動等を関連づけて総合的に施策を展開します。

基本目標（分野）	連携施策
豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり	青少年の健全育成の推進
	生涯学習の推進
	生涯スポーツの推進
	文化財の保存と文化芸術活動の推進
市民と行政の協働による自立したまちづくり	市民参画・協働の推進
共に支えあうやさしいまちづくり	心と体の健康づくりの推進
	高齢者福祉の充実
	障がい児・障がい者の社会参加と自立の推進
	人権尊重と男女共同参画社会の推進
活力あるふるさとのまちづくり	地域の特性を活かした農林業の振興

■ プロジェクト3

「環境保全創造プロジェクト」

全ての市民が健康で、安全かつ快適な文化的生活を営むことができる良好な環境を確保しながら、将来の世代へと継承していくため、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続可能なまちの実現に向けた施策を展開します。

基本目標（分野）	連携施策
豊かな心と創造性あふれる人材育成のまちづくり	子どもの心身育成と教育の充実
	生涯学習の推進
市民と行政の協働による自立したまちづくり	市民参画・協働の推進
	地域コミュニティ活動の推進
活力あるふるさとのまちづくり	地域の特性を活かした農林業の振興
	活力ある工業の振興
	旅人を癒す観光資源の活用と物産振興
安全・安心な環境のまちづくり	環境保全・美化対策の推進
	安全・安心な水環境の形成
	快適な住環境の形成
	計画的な土地利用の推進
	都市基盤の形成

■ プロジェクト4

「阿武隈川左岸築堤推進プロジェクト」

阿武隈川の治水対策は、市の重要課題として、管轄する国土交通省への要望を続け、阿武隈川の左岸地区（以下「左岸地区」という。）は、平成19年3月に「阿武隈川水系河川整備計画」において要整備区間として位置づけられ、平成20年度から事業が開始されました。左岸地区は、周辺が市街地や街路が隣接する地形条件であることから、住宅、店舗、道路（街路、生活道路）、水道、下水道（雨水）を総合的に検討し、国、県等関係事業者と連携しながら、まちづくりと一体となった左岸地区の築堤整備を推進します。

基本目標（分野）	連携施策
市民と行政の協働による自立したまちづくり	市民参画・協働の推進
活力あるふるさとのまちづくり	にぎわいと魅力あふれる商業の振興
安全・安心な環境のまちづくり	安全・安心な水環境の形成
	快適な住環境の形成
	消防・防災体制の充実
	計画的な土地利用の推進
	都市基盤の形成

■ プロジェクト5

「働きたい市民応援プロジェクト」

雇用対策は、合併協議における住民意向調査において、市民が第1に望む施策となっていることから、地域産業の総合的発展を図り、女性、高齢者を含む働きたい市民の働く場の確保と就業しやすい環境整備などの関係施策を連携しての展開により、賑わいと活力に満ちたまちづくりを進めます。

基本目標（分野）	連携施策
共に支えあうやさしいまちづくり	子育て支援の充実
	高齢者福祉の充実
	障がい児・障がい者の社会参加と自立の推進
	生活援護制度の適正な運用による自立支援
	人権尊重と男女共同参画社会の推進
活力あるふるさとのまちづくり	にぎわいと魅力あふれる商業の振興
	活力ある工業の振興
	勤労者の雇用対策と就労環境の充実

VI 計画の前提

前期基本計画を進める上で土台となる方針と、本市が置かれている基礎条件を示しています。政策・施策は、この前提のもとに推進します。

1 地方自治の確立

市民と行政が共に抱える課題解決に立ち向かい、幅広い分野においてこれまで以上の市民参画と市民と行政の協働によるまちづくりを進める、真の地方自治の確立を目指します。

◆市民自治と協働の推進

- 行政の情報をわかりやすく提供し情報を共有するとともに、さまざまな方法や場を通して市民の意見を聴き取り、政策形成や施策の評価の過程への市民参画を図り市民との合意形成を重んじます。
- 市民が主権者であることを基調としたうえで、市民の主体的なまちづくりを支援するとともに、事業や施策の実施にあたっては、市民と行政がそれぞれの役割を担う協働を推進します。
- 市民一人ひとりが地域の担い手として地域にかかわり、地域の発展と自立を図ることを目指します。

2 安定した自治体経営の確立

◆自主的財政健全化計画の推進

平成20年3月に策定した「本宮市自主的財政健全化計画」を着実に推進し、計画的な財政運営を図るとともに、その達成状況を市民に公表していきます。

◆公正、効果的な行政運営の確立

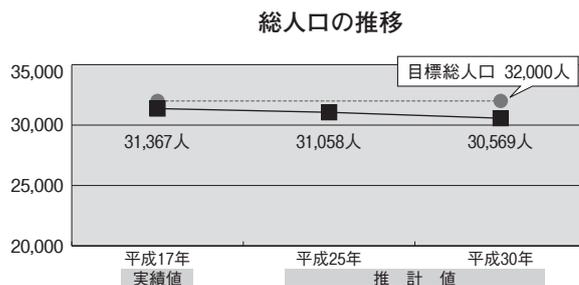
- ・職員数の適正な管理や、政策形成と課題解決に柔軟に対応できる組織体制の見直しと整備に努めます。また、「本宮市行政経営戦略プラン」の実践と行政評価システムを推進し、事務効率の向上や職員のコスト意識の高揚を図りながら、経営的視点に立った行政活動を推進します。
- ・公共工事発注においては、一般競争を基本とした入札を推進し、透明性・公正性・競争性の確保に努めます。
- ・本計画の推進にあたっては、各分野との整合と行政組織内部の連携を図りながら横断的な取り組みを進めます。
- ・衛生及び消防の分野において広域行政を推進するとともに、災害対策・防犯対策・交通問題・介護保険・高齢者医療や地域振興等について、県や周辺自治体、関係諸機関との連携・協力を推進します。

3 基礎条件

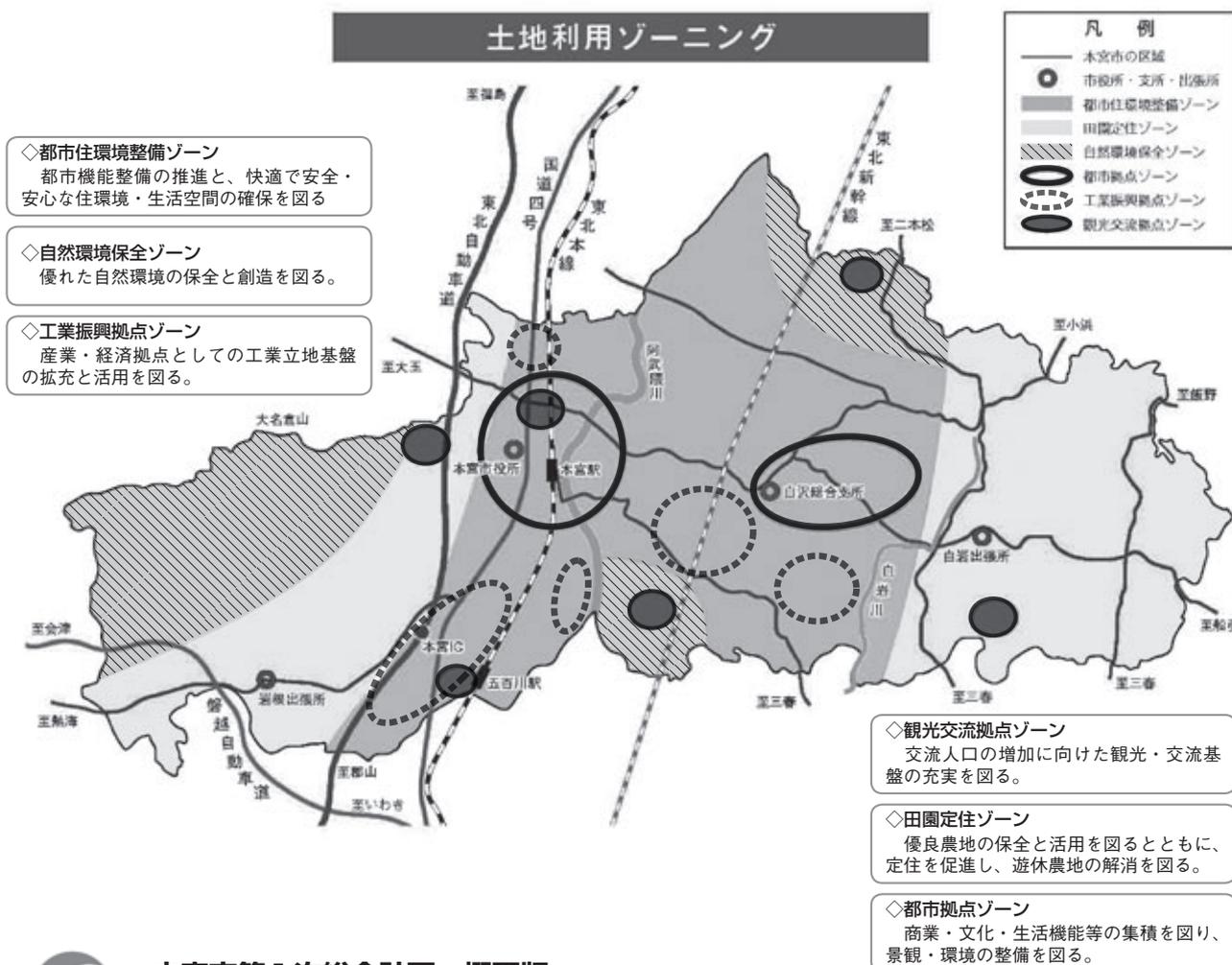
◆人口の見通し 《目標総人口32,000人》

総合計画の目標年次となる本市の平成30年の総人口は、過去10年間の人口変動から推計すると30,569人となり、減少する見込みとなっていますが、これは、近年の人口推移や今後の施策展開の成果を反映しない推計となっているためです。

総合計画では、将来の定住人口の増加を期待し、平成30年における目標総人口を32,000人に設定します。



◆土地利用の方針



本宮市第1次総合計画 概要版

発行 本宮市 編集 政策推進課

TEL 0243-33-1111 FAX 0243-34-3138